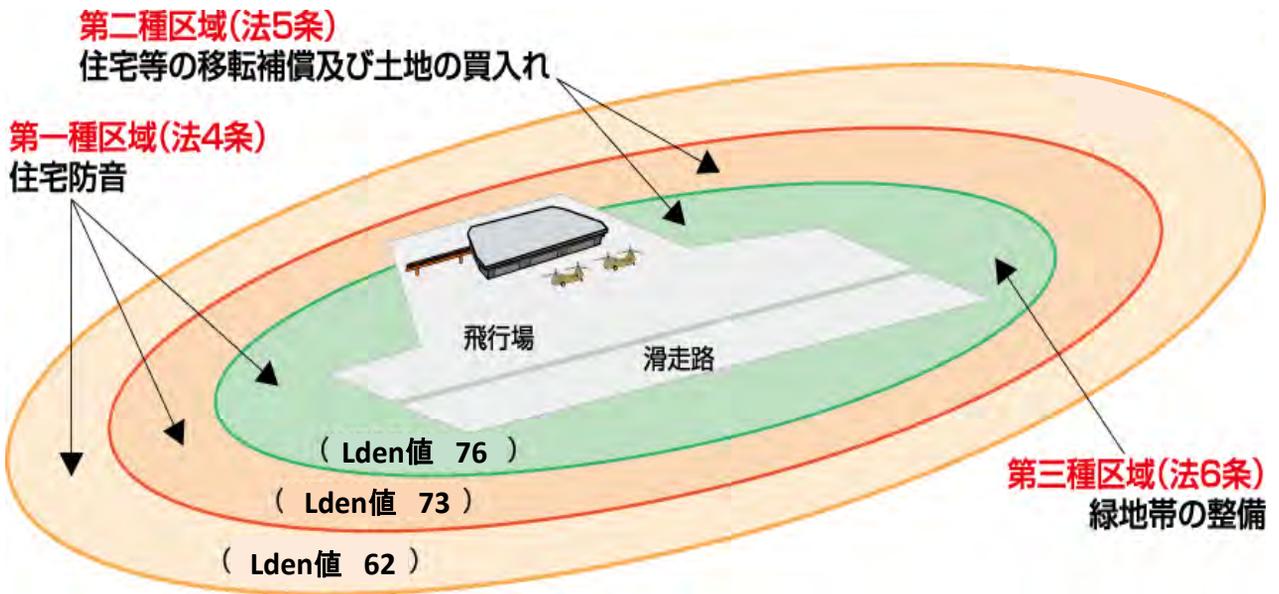


# 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則 (昭和49年総理府令第43号)の一部改正について

- 航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)の一部改正により、航空機騒音に係る評価指標が加重等価継続感覚騒音レベル ( WECPNL )から時間帯補正等価騒音レベル (Lden)に変更されたことに伴い、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則について一部改正を行いました。
- 本改正により、住宅防音工事等の対象区域である第一種区域、第二種区域及び第三種区域(以下「第一種区域等」という。)の指定に係る算定方法及び値は、時間帯補正等価騒音レベルによるものになり、**平成25年4月1日以後の第一種区域等の指定について適用**します。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)  
に基づく住宅防音及び移転補償等の対象区域



※時間帯補正等価騒音レベル (Lden)  
夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル